

(別紙2)

令和7年3月26日

総務大臣
村 上 誠 一 郎 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会 長 相 田 仁

答 申 書

令和7年1月21日付け諮問第3192号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別紙のとおりである。

以上

第二種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間：令和7年1月22日（水）～同年2月20日（木）（案件番号：145210425）
再意見募集期間：令和7年2月26日（水）～同年3月11日（火）（案件番号：145210455）

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 3件（法人：2件、個人：1件）
再意見提出者 0件

※提出意見数は、意見提出者数としています。
※意見については要約を付しています。

（提出順、敬称略）

受付	意見提出者	再意見提出者
1	個人A	なし
2	株式会社NTTドコモ	なし
3	ソフトバンク株式会社	なし

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見 1 ● 対応すべき。	再意見 1	考え方 1	
○ 対応すべきと考えます。 (個人 A)	—	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 2 ● 本改正に賛同。	再意見 2	考え方 2	
○ 本改正は、接続料の算定等に関する研究会におけるモバイル接続料費用配賦見直し及びその検証結果を踏まえ、必要な規定整備であると理解しております。 ○ 本取り組みは、接続料算定の適正性向上に資するものと認識しており、賛同するとともに取り組みに感謝申し上げます。 (株式会社 N T T ドコモ)	—	○ 賛同の御意見として承ります。	無
意見 3 ● 本改正を踏まえ適切に対応していく所存。 ● その上で、本改正により事業者の負担が増加することとなるため、総務省においては、透明性確保と事業者負担とのバランスを考慮し、例えば、経年で大きな変動が見られない項目がある又は接続料水準に大きな変動がない場合は、様式における、項目の簡素化、記載の省略化、あるいは項目の削除といった見直しを適宜柔軟に行うことを要望。	再意見 3	考え方 3	
○ 当社は、第二種指定電気通信設備接続会計規則(以下「本規則」という)の改定を踏まえ、令和 6 年度接続会計から適切に対応していく所存です。そのうえで当社見解を以下のとおり示します。	—	○ 今般の第二種指定電気通信設備接続会計規則の様式に係る改正は、接続会計における減価償却費及び施設保全費の配賦基準となる固定資産価額比の計	無

○ 本規則の改正の目的は、第 91 回接続料の算定等に関する研究会(令和 6 年 12 月 24 日)の資料 91-1 に記載のとおり、接続料算定の透明性の更なる向上を図ることと認識しています。一方、昨年度に引き続き、同等の目的にて、接続会計を届出する際の様式において項目等の追加が行われており(令和 5 年 12 月に実施された改正により、別表第五及び別表第六が追加)、事業者の負担も増加しています。 ○ よって、総務省殿においては、透明性確保と事業者負担とのバランスを考慮いただき、例えば、経年で大きな変動が見られない項目がある又は接続料水準に大きな変動がない場合は、様式における、項目の簡素化、記載の省略化、あるいは項目の削除といった見直しを適宜柔軟に行っていただくことを要望します。 (ソフトバンク株式会社)		算方法及び通信設備使用料の配賦基準を総務省において検証可能とするため必要な記載を求めているものであり、接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては、今後も引き続き提供を求めていくことが適当と考えます。 ○ 今後の様式における項目の簡素化及び削除並びに記載の省略化に係る御意見については、引き続き総務省において接続料の算定根拠の検証を実施し、接続料算定の精緻化や適正性の更なる向上について検討を行う際に参考とすることが適当と考えます。	
---	--	--	--

以上